

**仕事を続けながら医歯学総合研究科（修士課程）医科学専攻に
入学することを検討されている皆様へ**

ここでは、社会人として職業に就いたまま医歯学総合研究科（修士課程）医科学専攻への入学を考えておられる方々から多く寄せられるご質問について、簡単な解説を記します。

Q 1. 仕事を続けながら進学することは可能ですか？

A 1. 可能です。本研究科の募集人員は 10 名ですが、その中に社会人特別選抜枠を設けており、入学後の授業については特例による授業時間帯（6 限目＝18:00～19:30）を設け、社会人への便宜を図っております。また、実習等についても、指導教員との協議により、社会人学生の指定する期日に実施することも可能です。

但し、就学に際しては、必ず事前に所属機関長の承諾を得ていただくようお願いいたします。

Q 2. 奨学金等の経済的支援はありますか？

A 2. 入学後に受給できる代表的な奨学金として、日本学生支援機構が行っている下記奨学金があります。

これは「学業・人物ともに優れた学生で経済的理由のため就学困難であると認められる者」に対し奨学金を貸与する制度で、当然ながら社会人学生も受給資格があります。

貸与については、本人の申請に基づき、学業成績、研究能力及び収入状況等を審査し、選考の上、適格者を日本学生支援機構に推薦し、決定されることとなります。

なお、奨学金に関しては、学務課学生支援係（099-275-6727）へお問い合わせ願います。

① 第 1 種奨学金（無利子貸与） 月額 50,000 円又は 88,000 円

② 第 2 種奨学金（有利子貸与） 月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円の 5 種類から選択

また、医科学専攻の「高度メディカル専門職コース」については、平成 29 年度より厚生労働大臣から「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）」の対象講座として認定を受けました。「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）」とは、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者または被保険者であった方が専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（入学料及び授業料）の一定割合額がハローワークから支給される制度です。支給対象・給付額等に関する最新の情報については、厚生労働省のホームページまたはお近くのハローワークで御確認ください。

◆ 入試全般に関する問合せ先 ◆

鹿児島大学 医歯学総合研究科等学務課医歯学大学院係
〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号
電話 099-275-5120